

厚木市文化芸術振興委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市文化芸術振興条例（平成24年厚木市条例第28号）第12条第4項の規定に基づき、厚木市文化芸術振興委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 文化芸術に関し、優れた識見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、厚木市文化芸術振興条例主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。